

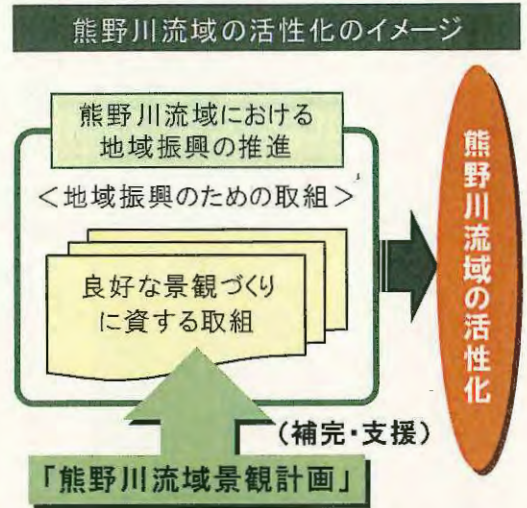
(3) 「景観づくり」による地域活性化の後押し
熊野川流域では、「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録を契機として策定された「熊野古道アクションプログラム2」(平成17年7月策定) (※) による取組など、地域振興のためのさまざまな取組が進められています。

これらの取組のうち、眺望景観や景観資源の活用などの「良好な景観づくりに資する取組」を熊野川流域景観計画で補完・支援することにより、熊野川流域の活性化に結びつけていきます。

特に、良好な景観づくりに資する取組の推進にあたっては、熊野川流域の景観のもつ文化的価値を十分に理解したうえで、対岸の和歌山県、新宮市を含む流域の自治体との連携のもと、進めていく必要があります。

※ 「熊野古道アクションプログラム2」

「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録を契機に、地域住民、市民活動団体、事業者、専門家、行政など、熊野古道に関係するすべての方々が、熊野古道を世界遺産として守り、将来に向けて伝えていくとともに、その価値を十分に理解したうえで適切に活用すること(保全と活用)により、地域振興に結びつけていく活動指針(平成17年7月、熊野古道協働会議、三重県)



小船梅林(梅まつり)



三反帆(熊野川体感ツアー)

2 役割

(1) 流域住民等 (※1) の役割

① 流域住民等は、世界遺産を有する地域において居住し、あるいは、活動する者として、熊野川に誇りと愛着を持ち、自らが良好な景観づくりの中心的な役割を果たす主役であること、自らの行動が熊野川流域の景観に影響を及ぼすことを認識するものとします。

② 流域住民等は、流域の景観に関心を持ち、日常生活の中で、自らが進んで流域の誇れる景観を保全し、魅力ある景観づくりを実践するとともに、地域が行う良好な景観づくりに関する活動や、行政が実施する良好な景観づくりに関する施策や事業に参加、協力していくものとします。

③ 特に、土地所有者等は、土地、建築物及び工作物の利用等による改変は、流域の誇れる景観資産になる場合もあれば、良好な景観を損ねる場合もある等、流域の景観に大きな影響を与えるものであることを認識し、流域の良好な景観づくりに貢献するよう努めるものとします。

④ 設計・施工者等（※2）は、自らの業務が流域の景観に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動にあたっては、流域の良好な景観づくりに配慮し、必要に応じて、率先して自ら情報の提供を行うとともに、地域が行う良好な景観づくりに関する活動や、行政が実施する良好な景観づくりに関する施策や事業に参加、協力していくものとします。

※1「流域住民等」

熊野川流域の住民及び事業者のことをいいます。具体的には、一人ひとりの個人、ボランティア、NPO、地域の団体、事業者等の多様な主体を含みます。

※2「設計・施工者等」

設計者、デザイナー、施工業者、開発事業者、コンサルタント等であって、景観に影響を与える構造物等の形態・意匠・色彩・素材等を提案・施工する者のことをいいます。

(2) 行政の役割

① 市町及び県は、流域住民等の景観づくりに対する意識を高め、景観づくりに参加しやすい環境づくりを行うとともに、主体的な取組を支援するものとします。

② 市町及び県は、熊野川流域の景観に影響を及ぼす事象について、適宜、関係機関との情報共有を図るなど、互いに連携しながら流域住民等と共に、良好な景観づくりを推進するものとします。

③ 市町及び県は、良好な景観づくりを進めるため、公共施設管理者として、世界遺産を有する地域の景観に配慮した公共事業や施設整備の推進に努めるものとします。

④ 市町は、流域住民等に最も近い行政主体として、景観行政の中心的な役割を担うことを認識し、国、県との連携のもと、良好な景観づくりに関する施策を実施していくものとします。

⑤ 県は、広域的な行政主体として、国、和歌山県及び流域の市町との連携のもと、良好な景観づくりに関する施策を実施するとともに、市町が行う様々な施策を支援・補完するものとします。

第4章 良好な景観づくりのための誘導方策

1 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

熊野川流域の景観は、世界遺産に登録されている熊野川をはじめ、人々の営みによって育まれてきた集落景観や紀伊山地の豊かな自然景観などにより構成されています。また、川舟下りなど、熊野川からの眺望景観も重要なものとなっています。

しかしながら、熊野川流域の各集落や背後の山々は、世界遺産の緩衝地帯に含まれていません。

このため、熊野川流域の各集落や背後の山々を含む地域において、世界遺産にふさわしい景観を維持するとともに、熊野川からの眺望景観を守り、将来に継承していくことを目的として、熊野川（和歌山県との県境）から主尾根線までの範囲を基本とし、次のとおり、熊野川流域景観計画区域を設定します。

図5 熊野川流域景観計画区域



2 行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）

(1) 景観形成基準

景観形成基準は、熊野川流域における行為が、周辺の文化的景観と調和したものとなるよう、次のとおり定めます。

【共通的事項】

- ① 熊野川から眺望できる景観が、世界遺産のコアゾーン及びバッファゾーンと一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう、周囲の景観との調和を図ること。
- ② 地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮すること。
- ③ 行為地を選定するときは、地域の景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げとならないよう配慮すること。
- ④ 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合には、全体的にまとまりがあるよう配慮すること。

【個別的事項】

- ① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

ア 配置 及び 規模	<ol style="list-style-type: none"> a) 周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。 b) 主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。 c) 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできる限り低い配置及び規模とすること。また、熊野川から見たときに、山稜のスカイラインから突出しない配置及び規模とすること。 d) 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。 e) 行為地がまとまりのある農地、集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。 f) 集落にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。 g) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。
イ 形態 及び 外観	<ol style="list-style-type: none"> a) 熊野川から見たときに、周辺と調和のとれた形態及び外観とすること。 b) 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。 c) 主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。 d) 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。 e) 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。 f) 集落では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。 g) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等に工夫すること。
ウ 色彩	<ol style="list-style-type: none"> a) 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。 b) 建築物及び工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとすること。 ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、又は他の法令等の規定により、これら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。 c) アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫すること。

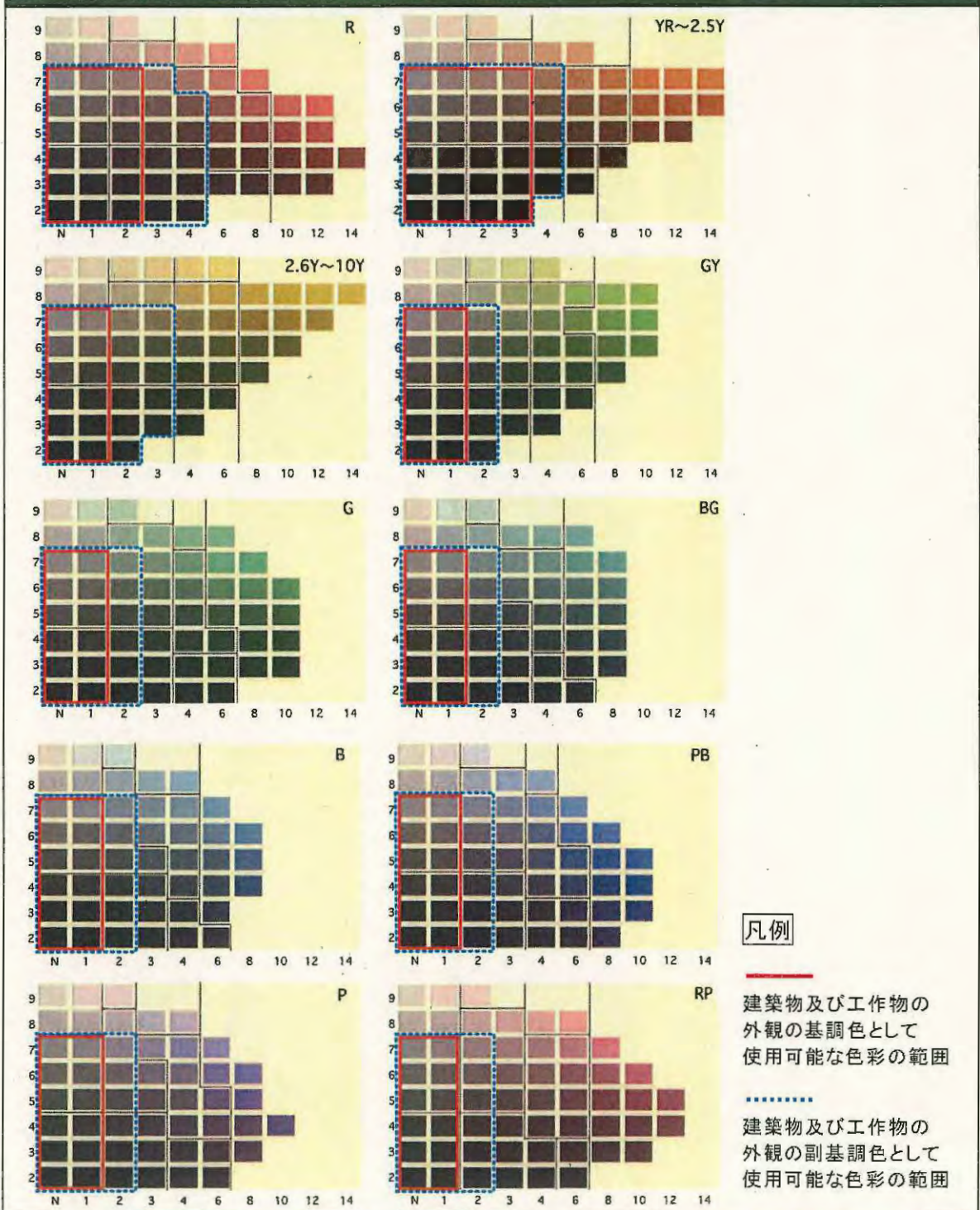
(建築物及び工作物の外観の基調色として使用可能な色彩の範囲)

色相	明度	彩度
0.1R~10R	8未満	3未満(無彩色含む)
0.1YR~2.5Y	8未満	4未満(無彩色含む)
上記以外	8未満	2未満(無彩色含む)

(建築物及び工作物の外観の副基調色として使用可能な色彩の範囲)

色相	明度	彩度
0.1R~10R	7以上8未満の場合	4未満(無彩色含む)
	7未満の場合	6未満(無彩色含む)
0.1YR~2.5Y	8未満	6未満(無彩色含む)
2.6Y~10Y	8未満	4未満(無彩色含む)
上記以外	8未満	3未満(無彩色含む)

図6 建築物及び工作物の外観の色彩基準(色相別)



工 素 材	<p>a) 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。</p> <p>b) できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。</p> <p>c) できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。</p> <p>d) 集落、文化財等に近接する地域では、集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。</p>
オ 緑 化	<p>a) 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。</p> <p>b) 行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。</p> <p>c) 行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。</p>
カ そ の 他	<p>a) 屋外駐車場は、出入口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化すること。</p> <p>b) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。</p> <p>c) 行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせて、できる限り周辺の景観に調和させること。</p>

② 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）

- ア 景観に著しい改変が生じないようにすること。
- イ 開墾し、又は形状を変更する土地の範囲は、必要最小限にとどめること。
- ウ できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。
- エ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図ること。
- オ 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。

③ 土石の採取又は鉱物の掘採

- ア 景観に著しい改変が生じないようにすること。
- イ 期間及び規模は、必要最小限にとどめること。
- ウ 土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。
- エ 採取又は掘採後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。

④ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

- ア 景観に著しい改変が生じないようにすること。
- イ できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とすること。
- ウ 積み上げに際しては、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。
- エ できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。

(2) 届出対象行為

熊野川流域景観計画区域内において、次に掲げる行為を行おうとする場合は、届出が必要となり、景観形成基準に適合する必要があります。

行為の区分	規模
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (景観法第16条第1項第1号に定める行為)	すべての行為
2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (景観法第16条第1項第2号に定める行為) ① 煙突(支枠及び支線があるものについては、これらを含む。)その他これに類するもの ② 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの ③ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(②に掲げるものを除く。) ④ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。) ⑤ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの ⑥ 擁壁、さく又は堀 ⑦ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設 ⑧ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ⑨ 自動車車庫の用途に供するもの ⑩ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの ⑪ ①から⑩に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	すべての行為
3 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 (景観法第16条第1項第3号に定める行為)	すべての行為
4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (景観法第16条第1項第4号に基づく県条例に定める行為)	すべての行為
5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (景観法第16条第1項第4号に基づく県条例に定める行為)	すべての行為

(3) 届出の対象外となる行為

① 景観法に規定する届出の適用除外となる行為

【例えば、次のような行為が該当します。】

ア 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

a) 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

b) 仮設の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

c) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

d) 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

・工作物(当該敷地に存する建築物に附属する消火設備及び道路(私道を除く。)から容易に望見されることのない物干場その他の工作物を除く。)の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(高さが1.5m以下のものを除く。)

- e) 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ・高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ・用排水施設(幅員が2m以下の用排水路を除く。)又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置
 - ・土地の開墾
- イ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ウ その他政令で定める行為
 - a) 文化財保護法第43条第1項若しくは第125条第1項の許可若しくは同法第81条第1項の届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第6号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為
 - b) 屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

② 三重県景観づくり条例で定める届出の適用除外となる行為

ア 軽微な行為

- a) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- b) 建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が10㎡以下のもの
- c) 建築物の外観の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの
 なお、色彩の変更については、基調色の色彩基準を満たす色彩相互間の変更及び同基準を満たす色彩への変更の場合は、行為に係る面積が10㎡を超える場合であっても、届出は不要とする。
- d) 工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積が10㎡以下のもの
- e) 工作物の外観の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの
 なお、色彩の変更については、基調色の色彩基準を満たす色彩相互間の変更及び同基準を満たす色彩への変更の場合は、行為に係る面積が10㎡を超える場合であっても、届出は不要とする。
- f) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その期間が90日を超えて継続しないもの

イ 法令(条例を含む。)の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、若しくは届け出て行う行為又は国若しくは地方公共団体が行う行為のうち、景観づくりのための措置が講じられているものとして規則で定めるもの

- a) 森林法第10条の2第1項、第34条第2項
- b) 自然公園法第10条第1項から第3項、第16条第1項から第3項、第20条第3項、第21条第3項、第22条第3項、第68条第1項
- c) 砂利採取法第16条の認可を受けた河川法第25条又は農地法第4条若しくは第5条の許可(一時的な利用に限る。)

(4) 特定届出対象行為

景観法第17条第1項の規定により条例で定める、変更命令を行うことのできる特定届出対象行為は、次のとおりです。

- ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

参考資料

1 熊野川流域における景観資源

自然的資源

熊野市紀和町内

- 熊野川の流れ(瀬、淵)
- 小船梅林 ○禅燈寺のイロハモミジ
- 楊枝川原 ○机石 など

紀宝町内

- 熊野川の流れ(瀬、淵)
- 蛇和田の滝 ○飛鉢ノ峰
- 七日巻(なぬかまき)(湾曲した淵)
- 骨嶋 ○飛雪の滝 ○昼嶋
- 弁慶の足跡 ○苞苴の淵(おんべのふち)
- 御船島 ○亀島 など

歴史・文化的資源

熊野市紀和町内

- 川丈街道(川端街道)跡
- 禅燈寺(ぜんとうじ) ○楊枝薬師堂
- 楊枝の渡し ○地藏道標
- 御本(みもと)明神 ○本竜寺
- 和気神社 など

紀宝町内

- 川丈街道(川端街道)跡
- 宣旨帰り ○比丘尼転び
- 浅里神社 ○大龍寺
- 乙基(おとも)の渡し など

社会・経済的資源

熊野市紀和町内

- 小船梅まつり
- など

紀宝町内

- 飛雪の滝キャンプ場
- 三反帆
- 浅里展望台
- 御船祭 など

2 良好な景観づくりに資する取組事例

(1) 地域外の方々を対象とする取組事例

- ・熊野川流域の魅力の多様な発信
(世界遺産に興味がある、熊野川を舟で下ってみたい、自然景観を楽しみたい等、多様なニーズに対する、きめ細かな情報発信)
- ・熊野川流域の魅力アピールするきっかけづくり
(「飛雪の滝キャンプ場」や「小船梅林」でのイベント企画、「飛雪の滝」のライトアップなど) など

(2) 地域に暮らすの方々を対象とする取組事例

- ・来訪者との交流
(宿泊、休憩、食事を楽しむ場の設定など)
- ・地域の歴史や文化を継承する語り部の育成
(養成講座や体験学習の実施など) など

(3) 「川の参詣道」の保全と活用に関する取組事例

- ・風土に根ざした集落景観や川舟文化の継承
(石積み技術の伝承、地場産材の活用など)
- ・熊野川流域の景観を楽しむ視点場の保全
(浅里展望台へのルート整備、案内板やベンチの設置など)
- ・県境地域の自治体との連携による魅力の創出
(熊野本宮大社から熊野速玉大社までの参詣ルートの復活など)
- ・熊野川流域景観計画の運用 など